

## 第二章 聖霊との関係における3つの個別テーマ

### 3つのテーマとそれぞれのアウトライン

#### □聖霊に対する罪

1. 不信者による罪
  - (1) 聖霊を冒瀆する罪
  - (2) 聖霊に逆らう罪
2. 信者による罪
  - (1) 聖霊を悲しませる罪
  - (2) 聖霊を消す罪
  - (3) 聖霊を試みる罪

#### □メシアに結び合わされること

1. **意味と展開**・・・メシアに結び合わされるとは、どういう意味か。それは、信者のスピリチュアル・ライフにおいて、どのように展開するのか。
2. **手段**・・・どのようにして、メシアに結び合わされるのか。
3. **地位**・・・メシアに結び合わされると、「キリストにある（メシアにある）」という地位を受ける。この地位は、人が自分の行いや努力で受けるものではない。神のわざであり、神から与えられたものである。では、「メシアにある」とはどのような地位であるのか。
4. **実践**・・・「キリストにある（メシアにある）」という地位は、人が自分の行いや努力で受けるものではない。神のわざであり、神から与えられたものである。しかし、それを受けた信者には、その地位に応じた責任がある。信者は、何を実践しなければならないか。
5. **バランス**・・・【神が何でもしてくださる】ではないし、【人がすべてを行う】でもない、バランスが大切である。

#### □神のことばとスピリチュアル・ライフ

1. 神のことばを象徴するもの
2. 神のことばとスピリチュアル・ライフとの関係を教える箇所
3. 信者の義務

## □聖霊に対する罪

### 1. 不信者による罪

#### (1) 聖霊を冒瀆する罪（マタイ 12：31～32、マルコ 3：28～30、ルカ 12：10）

- ① 個人的な罪ではない。イスラエル民族の不信者たちによる民族的な罪である。
- ② イスラエル民族のすべての世代に関係する罪ではない。メシアが地上に現れた、あの世代のイスラエル民族にだけ関係する罪である。
- ③ この罪は歴史的な罪であって、マタイ 12 章の時期に 1 回限り起きた罪である。その前にも、その後にも、起きることはない。
- ④ この罪の内容は、イエスの権威と力を目の当たりにしながら、イエスを汚れた霊に憑かれているという理由で、メシアではないと拒否したことである。
- ⑤ **【補足】** マタイ 12：32 「御霊に逆らうことを言う者は、この世でも次の世でも赦されません」・・・「次の世」とはメシアの王国（千年王国）を指すが、次の世でもこの罪が起きるということではない。メシアの王国では、イスラエル民族は全員が信者である。メシアの王国の最後の反乱には、イスラエル民族は一人も加担しない。「この世でも次の世でも赦されません」とは、この世でその裁きを受けるだけではなく、次の世であるメシアの王国にも入れないという意味である。この世での裁きとは、紀元 70 年のエルサレム陥落と神殿崩壊に巻き込まれて身体的ないのちを失うことである。そして、メシアの王国に入れないというのは、永遠のいのちを受けることはできない、ということである。マルコ 3：29 は次のように記す。「**聖霊を冒瀆する者は、だれも永遠に赦されず、永遠の罪に定められます**」

#### (2) 聖霊に逆らう罪（使徒 7：51）

- ① この箇所では、ステパノが出エジプト記からモーセとイスラエルの民との関係について語っている。神がモーセを指導者として立て、神によってエジプトから解放救出されたことが明らかであるのに、イスラエルの民はモーセに反抗した。ステパノは、あのときのことが、今のイスラエルにもあてはまると警告している。「**あなたがたは、いつも聖霊に逆らっています。あなたがたの先祖たちが逆らったように、あなたがたもそうしているのです。**」
- ② 聖霊に逆らう罪とは、**【神のみこころが明らかに示されているのに、それに従わないこと】**である。
- ③ ステパノが、この文脈の中で、聖霊に逆らう罪の具体的な内容として語っているのは、かつてイスラエルの民がモーセに従わなかったように、今はイエスに従おうとしない、ということである。参照、申命記 18：18～19

## 2. 信者による罪

### (1) 聖霊を悲しませる罪（エペソ 4：30 「**神の聖霊を悲しませてはいけません**」）

- ① この罪は、文脈上、悪いことばを口から出すことに関係している。前の 29 節にこのようにある。「**悪いことばを、いっさい口から出してはいけません。むしろ、必要なときに、人の成長に役立つことばを語り、聞く人に恵みを与えなさい。**」
- ② しかし、実のところ、悪いことばを口から出すことは、すべての罪と関係している。すべての罪は、聖霊を悲しませる。
- ③ 聖霊が悲しむということは、次の 2 つのことを私たちに教えている。
  - 聖霊は、単なる力やエネルギーではない。悲しむことをなさるお方である。
  - 聖霊は、私たち信者を愛しておられる。だから、信者が罪を犯すと、悲しむのである。

### (2) 聖霊を消す罪（Iテサ 5：19 「**御霊を消してはいけません**」）

- ① この罪は、文脈上、御霊の賜物と関係している。次の 20 節にはこのようにある。「**預言を軽んじてはなりません。**」
- ② 「消してはいけません」というギリシア語は、二人称複数形。よって、「あなたがたは消してはいけません」というニュアンスを含む。これは、個人的な罪ではなく、地域教会のような集団に関係する罪である。信者の集団において、メンバーに対して御霊の賜物を用いることを禁じるなら、それは「**御霊の現れ**」（I コリ 12：7）をとどめることになり、聖霊を消すことになる。
- ③ ただし、御霊の賜物なら、どのような状況になろうとも許容しなければならない、ということではない。御霊の賜物を用いるには、第一コリント 12 章や 14 章が教えているように、一定のルールがある。そのような聖書的な用い方をすることが前提である。

### (3) 聖霊を試みる罪（使徒 5：9 「**主の御霊を試みた**」）

- ① この箇所が出来事・・・エルサレムの教会では、信者たちが自発的に地所や家を売り、その代金を教会にささげて、教会はそれを信者たちの必要に応じて分け与えた。信者であるアナニアとサツピラという夫婦も、自分たちの土地を売った。その夫婦は代金の一部だけを教会に捧げたのに、全額ですと偽った。これに対して、ペテロは、土地を売るかどうか、売ったときにその代金のうちどれだけを教会にささげるか、それは信者の自由である、としたうえで、一部をささげたのに、全額ですと偽ることは罪である、と戒めた。

- ② 聖霊を試みる罪とは、**信者がうそを言う罪**である。信者の内側には聖霊が住んでおられる。信者が偽りを言うとき、それは聖霊を欺こうとしていることと同じである。
- ③ 特に、アナニアとサツピラの偽りは、スタートしたばかりの教会にとって、深刻な打撃になるところであった。サタンは信者に罪を犯させ、神との交わりを遮断させようと働く。しかも、キリストのからだである教会に関係したところで罪を犯させることを重点目標としている。それに成功すれば、地上の地域教会は腐敗し、宣教活動ができなくなるからである。
- ペテロがアナニアとサツピラに対して罪を指摘したとき、二人ともに肉体のいのちを失った。その結果、「教会全体と、このことを聞いたすべての人たちに、大きな恐れが生じた」（使徒5:11）。
  - アナニアとサツピラは信者である。このような罪を犯して肉体のいのちを失ったとしても、永遠のいのちを失うことはない。救いは決して失われない。
- ④ Iコリ5:5、パウロは、類似のケースを次のように教えている。「**そのような者を、その肉が減ぼされるようにサタンに引き渡した**のです。それによって彼の霊が**主の日に救われるため**です」。
- コリントの教会では、淫らな行いを改めようとしないうる信者に対して、その信者を教会の交わりから外すという懲戒処分をした。罪を犯し続ける信者に対して地域教会が課すことのできる措置は、交わりから外すということが最終段階である。**交わりから外されると、その信者の肉体の死の時を決める権限が、イエス・キリストの支配から離れ、サタンに引き渡される**。その点では、不信者と同じ立場に戻ることになる。
  - ただし、交わりから外された信者が霊的な救い、永遠のいのちまでも失うことはない。そして、彼の霊は、「主の日に救われる」、すなわち、からだの贖い＝からだの復活にあずかり、主にお会いすることができる。
  - なお、新約聖書で「**主の日**」というときは、大患難期の前に起きる**教会の携挙、7年間の大患難期、大患難期の末期に起きるメシアの再臨**、以上の3つを指す。Iコリ5:5の「主の日」は、3つのうちの1番目、主が天から降りて来て、空中で教会の信者たちを迎えてくださる携挙の日である。
- ⑤ アナニアとサツピラの場合は、このような地域教会からの交わりから外すというステップを経ないで、いきなり肉体の死を迎えた。この出来事は、ペテロに神が与えられた「使徒の権威」によるものである。現代の教会において使徒はいないので、このような出来事は、今は起きない。